

# 後期高齢者医療保険制度の 被保険者証(保険証)を郵送します

## 保険料の計算について

後期高齢者医療制度の保険料は個人ごとに算定され、一律に一定額が賦課される「均等割額」と、所得の状況に応じて賦課される「所得割額」の合計となります。

1年間の保険料額 (100円未満切捨て) ※上限は62万円	=	均等割額 39,500円	+	所得割額 (総所得金額等－基礎控除33万円)×8%
-------------------------------------	---	-----------------	---	------------------------------

※前年中の総所得金額等により、各種軽減措置が受けられる場合があります。

## ◎保険料の軽減措置の見直しについて

低所得世帯の方については、保険料の軽減が実施されているところですが、制度の持続性を高めるため「負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める」という観点から一部が見直されました。皆さまのご理解をお願いいたします。

### ▶ 均等割額の軽減の対象者の見直し

世帯内の「後期高齢者医療加入者」と「世帯主」の所得の合計額が次の条件を満たす場合は、均等割額が軽減されます。

● 青字の部分が見直され、変更になりました。

世帯の合計所得額	軽減割合
33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額80万円以下(その他の各種所得がない)	9割
33万円以下	8.5割
33万円+(27万5千円×被保険者の数)以下 ※27万円から27万5千円に引き上げ	5割
33万円+(50万円×被保険者の数)以下 ※49万円から50万円に引き上げ	2割

### ▶ 所得割額の軽減の廃止

総所得金額から基礎控除33万円を差し引いた額が58万円以下(年金収入のみの方は年金収入額が211万円以下)の方に対する所得割額の軽減は今年度からなくなりました。

### ▶ 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減措置の見直し

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険(社会保険)の被扶養者であった方は、所得割額の負担はなく、均等割額の軽減される割合が7割から5割に変更になりました。

※国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。

## 保険料の納め方

### ▶ 年金からの天引き(特別徴収)

年金の受給額が年間18万円以上の方は、原則・年金から天引きされます。(2カ月ごとの徴収)  
※届出により、口座振替に変更できます。

### ▶ 口座振替や納付書による納付(普通徴収)

年金の受給額が年間18万円未満の方や、年度途中で資格を取得した方等は、口座振替や納付書により納付してください。(納付書は7月中旬に年間分を送付)

※これまで国民健康保険を口座振替にしていた方も、改めて口座振替の手続きが必要です。

## お問合せ

《保険料の算定等について》茨城県後期高齢者医療広域連合事業課 ☎029-309-1213  
《保険料の納付について》役場国保年金課 ☎029-885-0340 (内) 116

## 7月末日までに簡易書留で郵送します

有効期限は平成30年8月1日～平成31年7月31日までの1年間です。  
※後期高齢者医療保険料に未納がある場合は、新しい保険証の有効期限が短くなる場合がありますので、保険料の納め忘れにはご注意ください。

今年の保険証は  
セピア色です

## ◎医療費の自己負担割合について

被保険者が負担する医療費の割合(自己負担割合)は、「1割」または「3割」です。前年中の所得(住民税課税所得)をもとに判定されます。

### ▶ 自己負担割合が「3割」と判定された場合でも…

自己負担割合が「3割」と判定された場合でも、次の基準収入額適用申請の条件のいずれかに該当する方は、申請により「1割」になります。該当者には村から通知しますので、必ず申請をしてください。

- ・被保険者が同一世帯内に1人の場合は、総収入の額が383万円未満
- ・被保険者が同一世帯内に2人以上の場合は、総収入の合計額が520万円未満
- ・被保険者が同一世帯内に1人で、かつその世帯に70歳以上の世帯員がいる場合は、該当者の総収入の合計額が520万円未満

## ◎医療費の支払限度額について

1カ月に支払う医療費の限度額は所得区分により異なります。

### ▶ 現役並み所得者Ⅱ・Ⅰ、区分Ⅱ、区分Ⅰに該当する方は…

所得区分が「現役並み所得者Ⅱ・Ⅰ」もしくは「区分Ⅱ」「区分Ⅰ」に該当する方は、国保年金課に申請をすると自己負担限度額等が減額されます。申請後に交付される「後期高齢者医療限度額適用認定証」を、保険証と合わせて医療機関等の窓口へ提示してください。

- ・現役並み所得者Ⅱ・Ⅰ…水色の限度額適用認定証が交付されます。該当する方には通知および申請書を郵送しますので申請をしてください。
- ・区分Ⅱ、区分Ⅰ…黄色の限度額適用認定証が交付されます。すでに認定証を所有しており8月以降も引き続き該当となる方には、新しい認定証を保険証と一緒に郵送します。これに関する手続は不要です。新たに該当となる方には、通知および申請書を郵送しますので申請をしてください。

所得区分	自己負担割合	住民税課税所得額 ※前年中の所得(住民税課税所得)をもとに判定	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	3割	課税所得690万円以上の方	252,600円+(医療費-842,000円)×1%【多数回140,100円】	
		課税所得380万円以上の方	167,400円+(医療費-558,000円)×1%【多数回93,000円】	
		課税所得145万円以上の方	80,100円+(医療費-267,000円)×1%【多数回44,400円】	
一般	1割	課税所得145万円未満の方	18,000円 【年間上限144,000円】※	57,600円 【多数回44,400円】
区分Ⅱ		住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
区分Ⅰ		住民税非課税世帯		15,000円

※年間上限額は、8月から翌年7月までの累計額に対して適用されます。

※多数回は、過去12カ月に4回以上、高額療養費の支給があった場合の4回目以降の額となります。